新	IA
491	IH

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称: 略

1 略

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 略

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1) 略

数値目標(1): 東京都「外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致(対象業種: IoT、ビッ グデータ、AI 等の第4次産業革命関連企業を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)

評価指標(2) 略

数値目標(2): 東京都が関わるマッチングイベント等において4年間で1,000件以上

評価指標(3) 略

数値目標 (3): 東京都「金融系外国企業発掘・誘致事業」により4年間で40社以上誘致(対象業種:資産 | 数値目標 (3): 4年間で30社以上誘致(対象業種:資産運用業、FinTech企業) 運用業、FinTech企業)

評価指標(4)~数値目標(4)略

【計画策定当初目標の解説】 略

3~4 略

別紙1-1 略

別紙1-2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>[1/3]

- 1 特定国際戦略事業の名称 略
- 2 当該特別の措置を受けようとする者

国際戦略総合特別区域計画

作成主体の名称:略

1 略

2 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 略

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1) 略

数値目標(1):4年間で40社以上誘致(対象業種:IoT、ビッグデータ、AI等の第4次産業革命関連企業

を中心とした東京(日本)の成長を促す業種)

評価指標(2) 略

数値目標(2): 4年間で1,000件以上

評価指標(3) 略

評価指標(4)~数値目標(4)略

【計画策定当初目標の解説】 略

3~4 略

別紙1-1 略

別紙1-2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【1/3】

- 1 特定国際戦略事業の名称 略
- 2 当該特別の措置を受けようとする者

新

IΒ

特区内に研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する多国籍企業(東京都が定める「アジアヘッドクォーター特区において研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」に基づき認定された企業に限る。)

- 3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容
- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容

【研究開発事業】 略

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

【研究開発事業】 略

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する 目標を達成するための位置付け及び必要性 略 特区内に<u>統括事業又は</u>研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する 多国籍企業(東京都が定める「アジアヘッドクォーター特区等において<u>統括事業又は</u>研究開発事業を実施する多国籍企業の認定等に関する要綱」に基づき認定された企業に限る。)

- 3 特定国際戦略事業の内容及び特別の措置の内容
- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容 【統括事業】
- ○2以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が2以上であるものに限る。)のそれぞれの総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。)の過半数を取得し、又は保有することにより、当該2以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、当該2以上の法人が行う事業を統括する事業であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する法人により行われるもの

【研究開発事業】 略

b) 施行規則第1条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項及び号

【統括事業】

第5項第1号 二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域の数が二以上であるものに限る。)のそれぞれの総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。)の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業務管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業(以下「統括事業」という。)であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する法人により行われるもの

【研究開発事業】 略

c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する 目標を達成するための位置付け及び必要性 略 新

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

【研究開発事業】 略

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者 略
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域 略
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期 略

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	略
これまでの調整状況	略
特定する方法	特区内において研究開発事業を実施する者からの事業提案を受け、地
	域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	略

別紙1-2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2/3】~別紙1-5 略

別紙1-9 <地域において講ずる措置>

- 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
 - <税制上の支援措置>
 - ○対象

研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に当該特区地域に新たに設立された多国籍企業

d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要

【統括事業】

統括事業を実施するための設備

【研究開発事業】 略

- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者 略
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域 略
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期 略

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況

対象事業名	略
これまでの調整状況	略
特定する方法	特区内において <u>統括事業又は</u> 研究開発事業を実施する者からの事業
	提案を受け、地域協議会の決定を経て認定する。
今後の予定	略

別紙1-2 <国際戦略総合特区設備等投資促進税制>【2/3】~別紙1-5 略

別紙1-9 <地域において講ずる措置>

- 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置
 - <税制上の支援措置>
 - ○対象

アジア統括拠点または研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に当該特区地域に新たに設立された多国籍企業

国際戦略総合特区計画 (アジアヘッドクォーター特区): 新旧対照表

新		П		
○対象税目 略		○対象税目 略	○対象税目 略	
○減免割合 略		○減免割合 略	○減免割合 略	
○減免期間 略		○減免期間 略		
<補助金> 略		<補助金> 略		
2. 地方公共団体の権限	その範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定 略	2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定 略		
3. 地方公共団体等にお	Sける体制の強化 略	3. 地方公共団体等における体制の強化 略		
4. その他の地域の責任	4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置 略		4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置 略	
アジアヘッドクォーター特区の境界図 ① ⑥【別紙】 略		アジアヘッドクォーター特区の境界図 ①~⑥【別紙】 略		
T				
別添6 地域協議会の協議の概要		別添6 地域協議会の協議の概要		
地域協議会の名称	略	地域協議会の名称	略	
地域協議会の設置日	略	地域協議会の設置日	略	
地域協議会の構成員	略	地域協議会の構成員	略	
協議を行った日	(第1回) ~ (第27回) 略	協議を行った日	(第1回)~(第27回) 略	
	(第 28 回) 令和元年 5 月 22 日~令和元年 5 月 29 日 持ち回り (メール)協議完了			
協議会の意見の概要	(第1回) ~ (第27回) 略	協議会の意見の概要	(第1回) ~ (第27回) 略	
	(第 28 回)	加州なるい心力いの	(3) 1 (2) (3) 2 (1) (3)	
	1. 総合特別区域計画の変更について、持ち回り(メール)で協議し、合意。			
意見に対する対応	(第1回) ~ (第20回) 略	意見に対する対応	(第1回) ~ (第20回) 略	